

社援保発0327第1号

社援地発0327第2号

平成29年3月27日

〔改正 社援保発0329第5号
社援地発0329第3号
平成30年3月29日〕

都道府県 生活保護制度担当部(局)長 殿
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度担当部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長

(公印省略)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

(公印省略)

被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業における
福祉専門職との連携支援事業の実施について

就労意欲や生活能力・稼働能力が低いなど、就労に向けた課題を抱える被保護者及び生活困窮者（以下「生活困窮者等」という。）に対しては、就労意欲の喚起や一般就労に向けて日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業として、平成27年4月より被保護者就労準備支援事業及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく就労準備支援事業（以下単に「就労準備支援事業」という。）を実施いただいているところである。

このたび、生活困窮者等に対して、障害者等への就労支援のノウハウを活用し、早期に一般就労や次のステージ（ハローワーク等による支援）へ移行できるよう支援を行う「福祉専門職との連携支援事業」を被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業の一事業として、別紙のとおり行うこととしたので、了知の上、関係部局と連携し、積極的に推進されたい。

また、都道府県におかれては、管内の福祉事務所設置市区町村（指定都市・中核市を除く。）に周知していただくようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

別紙

福祉専門職との連携支援事業実施要領

1 基本的事項

生活困窮者等の中には、就労意欲の低下、自尊感情や自己有用感を失っているなど複合的な課題を抱え、就業体験などの段階的支援が必要な者や、直ちに就職することが困難な者が存在している。こうした状況の者については、これまでも被保護者就労準備支援事業及び就労準備支援事業において、就労に向けた準備としての基礎能力を培うための支援を実施しているところである。

一方で、日常生活における課題を持ち、事業への継続的な参加が困難な者など、従来の支援では一般就労につなげることが困難であった生活困窮者等もあり、そのような者に対しては、福祉に関する専門的な知見に基づき、それぞれの対象者の有する課題や特性に応じた助言や指導が有用であると考えられることから、障害者等への就労支援のノウハウを活用することで、より効果的な支援が図れると見込まれるところである。

こうしたことを踏まえて、従前の被保護者就労準備支援事業（一般事業）及び就労準備支援事業に加えて、障害者等への就労支援により培ったアセスメント技術などのノウハウを持った支援者（以下「福祉専門職」という。）の知識や技術を生活困窮者等への就労準備支援に活用し、より効果的な支援体制を構築する事業を実施することとした。

2 対象者

① 被保護者就労準備支援事業

「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成 27 年 4 月 9 日付け社援保発 0409 第 1 号社会・援護局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）の「2 対象者」に定める者

② 就労準備支援事業

生活困窮者自立支援法施行規則第 4 条各号のいずれかに該当する者であって、かつ就労準備支援事業の利用期間である 1 年を超えない範囲での支援が必要と見込まれる者のうち、就労意欲が極端に低い者や社会との関わりに極度の不安を抱える者である等、本事業の利用が適切であると見込まれる者

上記①、②のうち、障害者等に対する就労支援のノウハウを活用することで就労が見込まれる者に対しては、本事業の利用が効果的な支援になると考えられる。

3 事業内容

① 被保護者就労準備支援事業

課長通知の「3 事業内容」に定める支援を、福祉専門職は被保護者就労準備支援担当者と連携して行うこと。

② 就労準備支援事業

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日社援発0727第2号）の「(別添3) 就労準備支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める支援を、福祉専門職は就労準備支援担当者と連携して行うこと。

なお、支援の実施に当たっては、特に次のア及びイについて配慮すること。

ア 対象者に対する適切なアセスメント

対象者が解決すべき課題の把握・分析、課題解決に向けた支援計画（被保護者就労準備支援シート又は就労準備支援プログラム）の作成、支援内容の評価、評価を踏まえた支援計画の変更 等

イ 支援におけるバックアップ

被保護者就労準備支援担当者又は就労準備支援担当者に対する専門的な知見に基づく技術的な指導・助言、対象者が継続して就労準備支援を受けられるように心身の健康状態の把握や信頼関係の構築 等

4 就労準備支援のための職員の配置

(1) 配置人数

支援に当たっては、被保護者就労準備支援担当者又は就労準備支援担当者に加え、原則として対象となる生活困窮者等の数を15で除した数以上（小数点以下切り上げ）の福祉専門職を置くこと。

なお、課長通知又は実施要領に基づく事業と、本事業の対象者を明確に区別できる場合には、本事業の対象となる生活困窮者等の数で算定すること。

(2) 要件

福祉専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有している者や就労移行支援事業所等において障害者等に対する就労支援等に従事している者（従事していた者含む。）など、障害者等への就労支援のノウハウを活用し、生活困窮者等への就労準備支援を適切に実施できる者であること。

5 留意事項

(1) 課長通知又は実施要領に基づく事業に加えて、本通知に定める支援体制の整備等を図ること。

(2) その他、課長通知又は実施要領との適用関係については、以下のとおり

となる。

① 被保護者就労準備支援事業

この通知に定めるもののほか、課長通知4、6、7、8、9、10及び11については、本事業に適用するものとする。

なお、課長通知7(2)⑤については、「被保護者就労準備支援担当者」を「被保護者就労準備支援担当者及び福祉専門職」に読み替え適用するものとする。

② 就労準備支援事業

この通知に定めるもののほか、実施要領に定める内容については、本事業に適用するものとする。

なお、実施要領4(3)については、「就労準備支援担当者」を「就労準備支援担当者及び福祉専門職」に読み替え適用するものとする。